

# 令和6年度ドローンを活用した孤立地域への災害時物資輸送に係る実証調査及びガイドライン作成業務委託仕様書

## 1 総則

本仕様書は、三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託して実施するドローンを活用した孤立地域への災害時物資輸送に係る実証調査及びガイドラインの作成に係る業務(以下「本業務」という。)に適用する。

## 2 本業務の目的

災害対応能力の向上という観点において、著しく進展する ICT 技術の活用は不可欠であり、ドローンの利活用は防災 DX を推進する重要な項目である。一方、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、道路の寸断により孤立地域が発生し、物資が十分に供給されなかった等の課題が明らかになったところである。

本業務は、大規模災害発生時に県内において孤立の恐れがある地域において、ドローンを活用した災害時物資輸送に関する実証調査を実施し、その結果等をふまえて、市町が円滑且つ迅速に物資輸送を行えるようガイドラインを作成することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年12月19日(金)まで

## 4 委託上限額(金額には消費税及び地方消費税を含む)

本業務は、令和6年度を初年度とする2か年(令和6年度から令和7年度まで)にわたる債務負担契約とし、委託上限額は以下のとおりとする。

委託上限額:7,999,200円

【内訳】

令和6年度:0円

令和7年度:7,999,200円

## 5 業務内容

### (1)ドローンを活用した災害物資輸送に係る実証調査の実施

#### ①ルート等の検討

- ・甲が定める県内2市町において、発災時に孤立する可能性のある地域を候補地とし、現場状況や周辺環境等をふまえ、最適な飛行ルートを検討すること。地域選定については、甲と協議の上、決定する。
- ・飛行レベルはレベル 3 以上を想定しているが、詳細については、甲と協議の上、決定する。

- ・飛行ルートは、片道5km程度、運搬する荷物については5kg程度を想定しているが、詳細は甲と協議の上、決定する。
- ・LTE 回線を使用した飛行ルートを選定すること。なお、LTE 回線のみならず、衛星電波等を使用した代替ルート案も検討すること。
- ・機体の選定については、甲と協議の上、決定することとするが、今回の実証調査に適したものを使用すること。

## ②飛行計画の策定

- ・飛行計画を策定し、航空法や電波法等、実証実験の実施に必要な法令に基づく手続を遺漏無く行うこと。
- ・法令手続の他、円滑に実証実験を行うため、甲が地元行政機関等との調整を行う際、乙も参加すること。

## ③住民説明

- ・実証調査を円滑に行うため、飛行ルートが上空を通過する土地の所有者や地域住民に対し、実証調査の内容等を説明する機会を甲が設ける場合は、乙も参加すること。その際、説明に必要な資料等があれば作成すること。

## ④安全対策等

- ・有事の機体落下等に備え、十分安全対策を講じること。また、実証調査を実施する上で、適切で十分な補償等を備えたドローン保険に加入すること。

## ⑤実証調査の実施

- ・①～④に基づき、実証調査を実施し、その結果をとりまとめること。

## (2)ガイドラインの作成

発災時、県・市町が孤立地域等に対して、ドローンを活用した物資輸送が円滑に実施することができるガイドラインを作成すること。ただし、記載内容は、実証調査等をふまえた上で、内容を検討すること。

### ①ガイドライン記載内容

ガイドラインについては、以下の記載項目を検討する。

- ・物資輸送に係るドローンに関する関係法令・諸制度
- ・ドローンの使用上のリスクと注意点
- ・災害の種別及びフェーズに応じた物資輸送におけるドローンの活用方法
- ・物資輸送に係るドローン飛行に関する自治体の業務手順(事前準備も含む)
- ・離着陸地点を定めるにあたって必要な条件

- ・物資輸送に係る各関係機関との役割分担
  - ・各関係機関との航空運用調整
  - ・その他必要となった項目
- ②災害時物資輸送に係るドローン活用の調査
- ・先進的な都道府県市町村等の事例について、情報収集を行い、ガイドラインに反映すること。
- ③有識者等への意見聴取など
- ・ガイドラインを作成するにあたり、有識者に意見聴取すること。また、国が定める関係法令や指針等の内容に齟齬が生じないよう、必要に応じて各関係機関等に確認を行うこと。
  - ・市町と行う意見交換に参加し、その結果をガイドラインに反映すること。
  - ・詳細については、甲と協議の上、決定する。
- ④その他記載項目・内容については、甲と協議の上で決定すること。

(3)その他、本業務の目的を達成するのに必要な事項を行うこと。

## 6 打ち合わせ協議

- ・打ち合わせ協議は、5回以上実施する。
- ・WEB による開催も可とするが、詳細は甲と協議の上、決定する。ただし、3 回(初回・中間・納品)以上は対面で協議を実施すること。

## 7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、すべての成果品については、電子媒体の形式でもあわせて提出するものとする。提出先は本課とする。

- (1)報告書(A4 版で製本したもの) 2部
- (2)ドローンを活用した災害時物資輸送に係るガイドライン(仮称) 2部  
※報告書とは別添で提出すること
- (3)本業務の検討のために使用した参考資料及び基礎データ 一式  
※提出にあたり一覧表として整理すること
- (4)打ち合わせ等の記録 一式
- (5)取りまとめ方法は、甲と協議の上、作成する。

## 8 成果品の権利

本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は甲に属するものとする。

## 9 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た情報については、甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。

## 10 その他の注意事項

本業務において、各種資料の使用や、必要に応じて現地調査を行うにあたり、関係者の承認が必要な場合は、原則として乙がその手続きを行うものとする。

また、法令等により官公庁への申請が必要な場合についても、同様とする。